

大分大学医学部医学教育評価委員会細則

令和6年3月6日制定
令和6年医学部細則第3-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部医学教育評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 卒前医学教育から初期臨床研修に係る評価（以下「評価」という。）の公平性及び中立性を担保するシステムの構築に関すること。
- (2) 新たな評価方法の導入に関すること。
- (3) 評価の現状分析並びに評価方法の有用性の検討及びその改善に関すること。
- (4) 卒前医学教育から初期臨床研修に係る教員の教育に関する活動及び教育能力開発の評価に関すること。
- (5) その他評価に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長（総務・教育担当）
 - (2) 教務委員長
 - (3) 医学科の教授 若干人
 - (4) 医学教育センターの教授 1人
 - (5) 医学教育センターの教員（前号の委員を除く。） 1人
 - (6) 卒後臨床研修センターの教員 1人
 - (7) 講座又は診療科において臨床教育、指導等を行う教育医長 若干人
 - (8) 医学科の学生 各学年2人
 - (9) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第9号までの委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第7号まで及び第9号の委員の任期は、2年とし、同項第8号の委員の任期は6か月とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項に規定する委員のうち学部長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年医学部細則第3-2号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。